

SERVICE NEWS

FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

NO. 200-024

DATE 平成 23 年 10 月 11 日

(SUPERSEDES NO.)

REV.

DATE

(SUPERSEDES NO.)

REASON

国内運用中の機体のうち 55 号機までの計器板マーキングについて

飛行規程の全面改訂（平成 23 年 7 月 22 日付）において、和文版では、機体操作に関する章（第 3 章及び第 4 章）の操作表記を、原則として英語表記で統一記載することになりました。

国内運用機で 55 号機までの機体については、実機計器板マーキングが日本語表記で製造されておりますが（56 号機以降の実機マーキングは英語表記）、今回の全面改訂に伴い、今後、55 号機までの計器板マーキングについて、飛行規程の表記に合わせて英語表記に変更する必要が生じます。

国内運用機で 55 号機までの機体につきましては、お手数ですが弊社ホームページの〈エアロスバルに関するお問い合わせ〉から詳細内容をお問い合わせ頂きますよう宜しくお願い致します。

お問い合わせ先

弊社ホームページの〈エアロスバルに関するお問い合わせ〉

(<http://www.fhi.co.jp/faq/inquire/form11.php?inqLvl=Inpt>)